

其

者

官注第486号
官文第76号
昭和61年1月31日

防衛庁長官官房長 六 倉 宗



運輸省官房長 永 光 洋



防衛庁と運輸省は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解する。

記

- 1 改正後の自衛隊法第100条の5第1項に定める航空機の範囲は、自衛隊が保有する航空機に限定されるものであって、民間機を含むものでないこと。

また、同条の輸送は、自衛隊員でその航空機に乗り組んで運航に従事する者により行われるものに限ること。

- 2 防衛庁は、自衛隊法第107条第5項に基づき、国資等の輸送の用に供する航空機の安全性、運航に関する基準及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を定めるとし、その基準について、同条第6項に基づき、十分に時間的余裕をもって運輸省と協議すること。